

第 73 号

令和 6 年度山梨県一般会計補正予算（第 16 号）

令和 6 年度山梨県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,316 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 593,052,917 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地方譲与税		18,927,692	13,316	18,941,008
	1 特別法人事業 譲与税	17,455,000	13,316	17,468,316
歳入合計		593,039,601	13,316	593,052,917

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		43,692,930	13,316	43,706,246
	1 総 務 管 理 費	17,766,584	13,316	17,779,900
歳 出 合 計		593,039,601	13,316	593,052,917

#### 提案理由

東京高等裁判所令和 6 年（行コ）第 90 号損害賠償等請求住民訴訟控訴事件の判決を不服として申し立てられた上告受理申立ての不受理決定を受け、訴訟代理人弁護士報酬支払いに要する経費を追加補正する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。